

法律相談



相続、10

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田堯爾

遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲

- 1 これまで、相続に関する大筋を申し上げました。今号以下の数号では、相続の対象とされる財産（遺産、相続財産）にはどのようなものが含まれるのか含まれないかについて申し上げたいと思います。
- 2 財産には、積極財産すなわちプラスの財産と消極財産すなわちマイナスの財産があります。どちらも相続の対象となります。ただ、この両財産の相続のされ方には違いがあります。
- 3 積極財産については、相続人間でどのように分割しようと自由です。どのように分けようとも、法的に影響を受ける第三者がないかほとんどないからです。もっとも、複数の相続人の一人であるAの債権者Xからすると、相続開始前のAは無財産で債権を回収できないが、親（被相続人）の財産を相続すると、その財産から回収できると期待するかもしれません。それを、相続人A・B・C間の協議でAは何も相談しないとされたり、Aが相続放棄をしてしまうと、Xの期待ははずれます。しかし、積極財産については相続人の意思がまず尊重され、Xの期待はずれはその結果に過ぎないこととされます。Aの被相続人がAには何も与えないという遺言をしたのと同じこととも考えられます（これに対してAが遺留分減殺請求権を行使しなくとも一向に構わない。）。
- 4 これに対して、消極財産は、相続人間の協議によって自由に分割することはできません。例えば、相続人の一人であるAだけが全消極財産（全債務）を引き受けるとか、Bは債務を相続しないと協議することはできません。もしこれを認めるならば、相続人の協議で、無財産のAに全債務を負わせ、財産を有するB・Cは債務を相続しないことを可能にし、

被相続人の債権者を害するからです。

5 それではどうなるのか。被相続人の債務については、相続人全員が機械的に法定相続分（相続割合）に応じて債務を相続します。上記の例でいえば、被相続人（親）の子A・B・Cは、親の債務を3分の1づつ相続します。仮にBが被相続人の債権者Xに対して被相続人の債務額全額を返済して余りある自己の財産を有していたとしても、それ故にXはBに債権全額を請求することはできません。

6 また、Bだけが被相続人の遺産全部を単独で相続すると協議されたとしても同じで、遺産を相続しないと協議したA・Cも3分の1づつ債務の相続は免れません。これは、被相続人が遺言でBだけに全財産を相続させるとしたときも同じです（被相続人が遺言でBだけは全財産を相続させるからBが全債務は負えと指定しても、全債務の部分は遺言の効力はなく、被相続人の債権者はこのような遺言に拘束されません。）。

7 ただ、相続人の間の取り決めて、全財産を相続することとなったか遺言で全財産をもらうこととなったBが責任をもって被相続人の全債務を返済することは不可能ではありません。しかし、これは、あくまでも相続人間の内部での債務分担の取り決めであり、だから、債権者Xが被相続人に対する債権全額でもってBが相続した財産やB固有の財産に対して差押をすることができるということにはなりません。

8 今回は、タイトルにかかわらず、積極財産および消極財産の分け方、分けられ方の話になってしまいました。次回からは、各論として、具体的にどのようなものが遺産に含まれるのか含まれないかの話を進めたいと思います。